

# 平成27年8月から 介護保険サービスの利用者負担が変わります

## ①負担割合が所得に応じ2割に変わります。

負担割合が所得に応じ2割に変わります。

介護保険サービスの利用者負担はこれまで一律1割でしたが、所得が一定以上ある65歳以上の方についての利用者負担割合が2割に変更となります。

自己負担が2割となるのは、合計所得金額が160万円以上で年金収入等とその他の合計所得金額の合計が単身で280万円以上、2人以上世帯で346万円の方となります。

平成27年7月までの負担割合

平成27年8月からの負担割合



※既に介護認定を受けている方については、7月中に負担割合の記載された「負担割合証」を送付します。

お問い合わせ チャーがんじゅう課 ☎ 862-9010

## ②高額介護サービス費の限度額の一部が変わります

高額介護サービス費の限度額の一部が変わります。

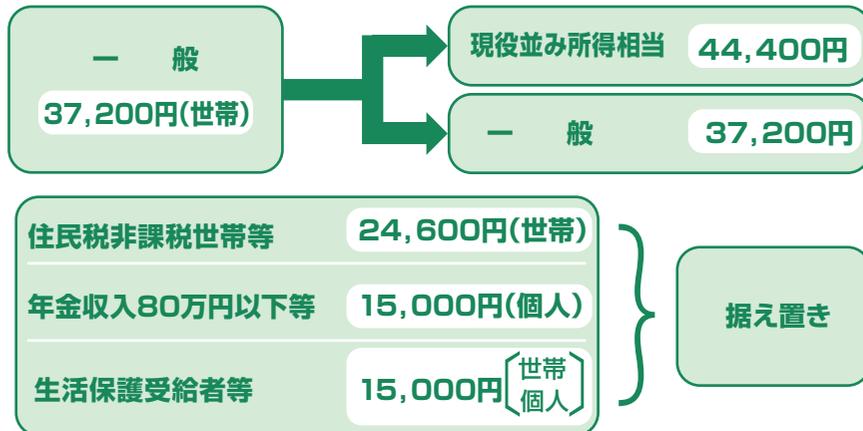
介護保険では、1か月ごとの利用者負担が限度額を超えた場合、申請によりその超えた額を介護サービス費として払い戻しを受けられます。

その限度額のうち、医療保険の現役並み※所得に相当する方について、月額37,200円から44,400円に引き上げられます。

※課税所得145万円以上で年収が520万円(単身世帯で383万円)以上などの方です。

平成27年7月までの限度額

平成27年8月からの限度額



## 平成27年4月から サービス付き高齢者向け住宅の 住所地特例が拡大されます!

介護保険法改正により、平成27年4月から賃貸借契約であっても「食事の提供」「入浴等の介護」「洗濯、掃除等の家事」「健康管理」のいずれかを提供するサービス付き高齢者向け住宅については、住所地特例の対象になります。

この場合、介護保険料は前住所の市町村に支払うほか、要介護認定や介護給付も保険者である前住所の市町村から受けることとなります。

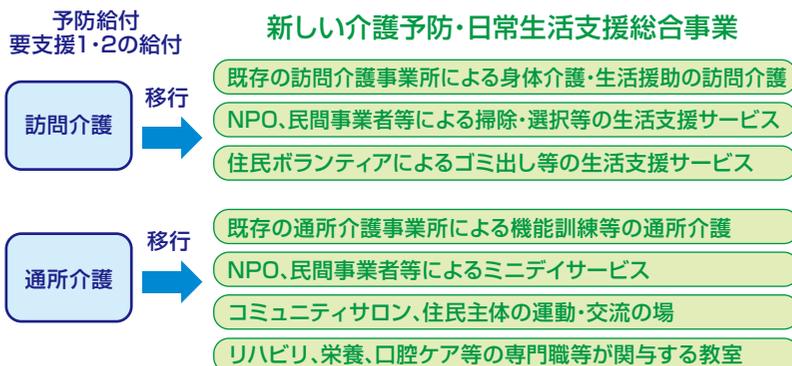
※入居定員が29人以下である介護専門型特定施設については対象外となります。



お問い合わせ チャーがんじゅう課 ☎ 862-9010

## 平成29年4月から 新しい介護予防・日常生活支援 総合事業がスタートします

予防給付のうち訪問介護・通所介護について、市町村が地域の実情に応じた取組ができる新しい介護予防・日常生活支援総合事業へ移行されます。既存の介護事業所によるサービスに加えて、NPO、民間企業、ボランティアなどの地域の多様な主体を活用して高齢者を支えます。



### 介護予防・生活支援の充実

- ・住民主体で参加しやすく、地域に根ざした介護予防活動の推進
- ・元気な時からの切れ目ない介護予防の継続
- ・リハビリテーション専門職等の関与による介護予防の取組
- ・見守り等支援の担い手として、生きがいと役割づくりによる互助の推進

※那覇市の新しい介護予防・日常生活支援総合事業は平成29年度4月からのスタートとなります。平成27・28年度は現行の訪問介護・通所介護サービスとなります。

お問い合わせ チャーがんじゅう課 ☎ 862-9010

## 平成27年4月から 特別養護老人ホームの 「特例入所」について

◎平成27年4月1日から特別養護老人ホーム(「指定介護老人福祉施設」とも言います。)に新たに入所できるのは、原則要介護3以上の方になります。

◎要介護1又は2の方であっても、やむを得ない事情により特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難であると認められる場合には、市が適切に関わり、施設での入所検討委員会を経て、特例的に特別養護老人ホームへの入所が認められます(特例入所)。

◎特例入所の該当・非該当の判定は、やむを得ない事由により在宅での生活が困難であることについて、次の事情を考慮することとされています。

- 1 認知症の方で、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られる。
- 2 知的障がい・精神障がい等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られる。
- 3 家族等による深刻な虐待が疑われる等により、心身の安全・安心の確保が困難である。
- 4 単身世帯、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活供給が不十分である。

### ＜市内の特別養護老人ホーム＞ ※入所申し込みは、直接各施設へ

- ①首里偕生園 ..... 首里石嶺町4-389 ..... ☎886-3400
- ②那覇偕生園 ..... 首里石嶺町4-390 ..... ☎886-2844
- ③大名 ..... 首里大名町1-43-2 ..... ☎886-5070
- ④おもと園 ..... 天久1000 ..... ☎867-7010
- ⑤安謝特別養護老人ホーム ..... 安謝2-15-2 ..... ☎862-4321

## 介護マークを交付しています!



介護中であることを周囲にさりげなく知ってもらい、介護者に対する周囲の理解と協力が得られる環境づくり、社会的理解の促進を目的として介護マークを交付しております。



(例)・公共トイレで異性の介護のために付き添うとき  
・男性介護者が女性用下着等を購入するときなど

【交付対象者】高齢者や障がい者などの介護をしている市民の方

【交付場所】チャーがんじゅう課(本庁2階)障がい福祉課(本庁3階)

※申請の際には、印鑑をご持参ください。

【お問い合わせ】  
■ チャーがんじゅう課(管理G) ☎862-9010 ■ 障がい福祉課(企画・庶務G) ☎862-3275